

米子市教育振興基本計画

(令和4年度～令和8年度)

ふるさとに学び 未来へつなぐ
学ぶ楽しさのあるまち米子



令和4年2月

米子市教育委員会

目 次

第1章 米子市教育振興基本計画の改訂にあたって

- 1 改訂の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 基本計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 改訂の主な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 米子市の教育基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」

第3章 米子市の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

- 1 心を育む学びのあるまち
- 2 学ぶ楽しさのあるまち
- 3 郷土で育む学びのあるまち
- 4 健康で安心して学べるまち

第4章 基本施策

- 1 心を育む学びのあるまち
 - 基本施策 1 – 1 豊かな心と創造性をもった子どもの育成・・・・・・・・・・・・ 5
 - 基本施策 1 – 2 安全で安心な学校施設の改善・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 基本施策 1 – 3 環境に配慮した学校教育環境整備の推進・・・・・・・・・・・・ 6
 - 基本施策 1 – 4 学校 I C T 環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 基本施策 1 – 5 通学路の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

基本施策 1 – 6	学校図書館の充実	7
2	学ぶ楽しさのあるまち	
基本施策 2 – 1	確かな学力を身につけた子どもの育成	8
基本施策 2 – 2	子ども地域活動の支援	9
基本施策 2 – 3	子ども読書活動の推進	9
基本施策 2 – 4	公民館運営の充実	10
基本施策 2 – 5	公民館の整備	10
基本施策 2 – 6	生活に役立つ図書の充実	10
3	郷土で育む学びのあるまち	
基本施策 3 – 1	学校給食における地産地消の推進	12
基本施策 3 – 2	生涯学習活動の推進	12
基本施策 3 – 3	歴史的文化遺産の保存と活用	13
基本施策 3 – 4	学びあう地域づくりの支援	14
4	健康で安心して学べるまち	
基本施策 4 – 1	健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成	15
基本施策 4 – 2	学校における食育の推進	16

第1章 米子市教育振興計画の改訂にあたって

1 改訂の背景と趣旨

本市では、平成24年10月に、「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」を教育基本理念とする米子市教育振興基本計画を、計画期間10年間として策定し、基本施策は平成29年に見直しを行って、本市の教育を推進してきました。

この間、社会では少子高齢化、情報化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化などが一層進み、人口減少、雇用環境の変化による所得格差、大きな災害からの復興、環境問題、都市と地方の二極化、新型コロナウイルス感染症の流行など、様々な課題に直面しています。

また、これからの日本は、人生100年時代を迎え、さらに超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）の活用など、技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を送るためには、自分の夢や可能性に挑戦を続けながら主体的に学ぶ楽しさを味わい、多様性を尊重しながら様々な人々と協働してより良い社会を創る力が必要とされます。このような力を身に付ける上で、教育の果たす役割は大変大きく、ますます重要になっています。

一方で、子どもの体力の低下や貧困による教育格差、いじめや不登校の増加、教職員の多忙化、家庭や地域の教育力向上の必要性、インターネット上の有害情報の青少年への悪影響など、教育においても様々な課題が生じています。

現行の米子市教育振興基本計画は令和3年度で終了しますが、これからの時代にふさわしい計画を改めて策定するにあたり、国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）によって示された17のゴールも念頭に置き、また、米子市が令和3年12月に設置したこども総本部と一体となり、子どもの成長過程全体を支援する地域づくりを目指していることも踏まえます。

一人も取り残すことのない教育の構築のために、これまでの教育委員会事業を点検評価した結果を振り返り、続く5年間の本市の教育施策の方向性を示すため、ここに「米子市教育振興基本計画」を改訂します。

2 基本計画の性格

本計画は、米子市教育委員会が中長期的に目指すべき姿や取組の方向性等について示したものであり、本市教育の基本指針となる、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、国が平成30年6月15日に閣議決定した第三期教育振興基本計画を参酌するとともに、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針について定めた本市の「教育に関する大綱」や「米子市まちづくりビジョン」の方向性等も踏まえた計画としています。

3 基本計画の期間

計画期間は、令和4年4月から5年間とします。

なお、計画期間内であっても、必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

4 基本計画の構成

- ・本市教育が中長期的に目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて本市教育で目指す姿、具体的な能力などを、基本理念を支える4つの基本目標として示しています。
- ・具体的な施策を実施するに当たり、基本目標ごとに、5年間で達成しようとする基本施策を定め、基本施策とその主な取組を、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、点検、評価するとともに、新たな取組へ反映させていくこととします。

5 改訂の主な内容

基本理念を、「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」とします。

基本目標は継承し、その実現に向けた具体的な取組である基本施策を改訂します。基本施策については、平成30年度に行った組織改編により市長部局に移管された事務及び委任した事務に基づく施策を除き、教育委員会の所掌する事務に関して本計画の中で構成し、取組の検証、評価を行います。

第2章 米子市の教育基本理念

豊かな人間性と文化が育まれた「ふるさと」で、世代を超えて互いにつながり「学びあい」、誰もが楽しさを感じながら、新たな価値観を創造し「未来」を切り拓く教育を目指します。本市教育の基本理念を「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」とします。

米子市の目指す教育基本理念



ふるさとに学び 未来へつなぐ
学ぶ楽しさのあるまち米子



○ふるさとに学び

本市にある地域固有の文化や伝統、歴史、自然について理解を深め、ふるさと米子の素晴らしさを知り、郷土を愛し米子で育ったことに自信と誇りを持って世界に羽ばたいていけるよう、人を育み、文化を創造できるまちづくりを目指します。

○未来へつなぐ

本市が今後ますます発展し未来を切り拓いていくためには、教育の中で自己実現を目指す自立した人間や創造性に富んだ人間の育成を図りながら、社会の形成に主体的に参画し社会に貢献できる人づくりが求められています。

そのために、さまざまな学びや体験を通して、市民一人一人が未来に向けてたくましく生きていけるまちづくりを目指します。

○学ぶ楽しさのあるまち米子

まちづくりの基盤となるものは人づくりです。そこで、人づくりの基本は教育にあるという理念の下、市民の誰もが自らの向上のために、生涯を通じて心のゆとりや豊かさを感じながら、主体的に学ぶ楽しさを感じることができるまちづくりを目指します。

第3章 米子市の基本目標

1 心を育む学びのあるまち

心の豊かさを持つとともに生きがいがあふれる豊かな人生を送ることができるよう、人と人との関わり合いの中で、互いに認め合いながら心の交流を図ることのできる学びの機会の提供に努めます。

<目指す市民の姿>

- 互いの違いを認め合いながら、自他の命の大切さを意識し他人を思いやる心と態度が備わっています。
- 自ら率先してあいさつを交わし、社会のきまりやモラルが守れるまちづくりを目指しています。

2 学ぶ楽しさのあるまち

学んだことをいかしながら創造力と実践力が育まれるよう、どの世代においても様々な体験を通して発見や豊かな学びが獲得できる場の提供に努めます。

<目指す市民の姿>

- 学ぶ楽しさを知り、自ら進んで学ぼうとする姿勢があります。
- 生涯を通して学ぶ楽しさを身につけ、学んだことを生活や行動、まちづくりにいかします。

3 郷土で育む学びのあるまち

米子の財産である豊かな自然や歴史・文化遺産を保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力と価値を発信しながら、市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めます。

<目指す市民の姿>

- 米子の地理や歴史を学びながら、米子の自然や伝統・文化を理解しています。
- 郷土である米子を愛し、誇りを持ってまちづくりを進めています。

4 健康で安心して学べるまち

生涯にわたり健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、健康に関する情報発信や啓発を行いながら、誰もが目的や年齢等に応じたスポーツに親しむことのできる場の提供と全ての施設で安心して学べる環境整備に努めます。

<目指す市民の姿>

- 食生活の大切さを理解して健康的な体づくりを目指しています。
- 規則正しい生活と適切な食生活を送り、健康な体づくりに努めています。

第4章 米子市の基本施策

1 心を育む学びのあるまち

基本施策1-1 豊かな心と創造性をもった子どもの育成

昨今の子どもたちには、他者の気持ちを思いやったり、協調したりする力や、自尊感情の希薄さが見受けられます。また、人口減少・少子高齢社会を背景に、地域社会のつながり・支え合いの希薄化や、家庭・地域の教育力の低下に伴う子どもたちの規範意識の低下などが課題となっています。このような背景の中で、いじめ、不登校など、様々な課題が生じています。

こうした課題を解決するためには、自他を尊重する態度や、多様な他者によりよいかかわる力、自主的・自治的な力などを、学校と家庭・地域社会が一体となって育んでいく必要があります。

主な取組

①心の教育の充実

思いやりの心を持ち、かけがえのない自他を尊重することの大切さを実感できるよう、豊かな体験活動や自主的・自治的な取組、道徳教育の一層の充実を図ります。

また、支え合い共に生きる福祉の心を育むとともに、家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などを通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。

②人権教育の充実

個性や価値観などの多様性を認め合い、他者の人権を尊重するとともに、自分に自信と誇りを持てる教育の充実に努めます。

また、自他を尊重する態度を育成するため、人権に対する正しい理解を深め、人権問題を自らの問題として自覚できる豊かな人権感覚と、生活の中にある課題の解決を図っていく実践的な態度の育成に努めます。

③生徒指導の充実

児童生徒の実態を的確にとらえ、個に応じたきめ細かな指導・支援の充実に努めるとともに、誰もが安心でき、安全で楽しい学校づくりのために、児童生徒の自主的・自治的な活動を推進します。

また、多様化する児童生徒の問題行動や、深刻化するいじめ・不登校の課題を解決するために、校内指導体制を一層充実させたり、多様な学びの場を保障したりするとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校と家庭・地域社会が一体となった生徒指導を推進します。

④ふるさと・キャリア教育の充実

地域の人材や教材に触れることを通して、郷土の豊かな自然・歴史・文化遺産・伝統などを学び、郷土に対する誇りと愛着が持てる教育を推進します。

また、キャリア教育を充実させ、将来にわたって郷土を思い、様々な機会でも郷土を支えていこうとする態度や実践力を育成します。

基本施策 1 - 2 安全で安心な学校施設の改善

老朽化が進行している学校施設の大規模改修を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。また、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を果たすため、非構造部材の耐震化に努めます。

主な取組

①学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化

老朽化が進行している学校施設の構造体の長寿命化やライフラインの更新等を行い、児童生徒の安全安心を確保し、教育環境の改善及び施設の長寿命化を図る改修を行います。

②学校施設整備（改修）事業

児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、及び施設を維持する上で必要なもの等の整備（改修・増築）を行います。

基本施策 1 - 3 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

学校施設の維持管理に必要な管理・修繕工事の実施にあわせて、教育環境の充実や施設のバリアフリー化と老朽化した施設の長寿命化に際して、環境に配慮した学校施設整備を計画的に推進します。

主な取組

①学校施設維持管理事業

学校施設の維持管理に必要な改修工事等の実施にあたり、環境負荷の軽減につながる部材等の採用に努めます。

②学校施設のバリアフリー化事業

障がいのある児童生徒が支障なく学校生活を送れるよう、また、地域コミュニティの拠点及び避難所として十分な機能を果たすよう、スロープ等整備に努めます。

基本施策 1 - 4 学校 ICT 環境の整備

ICT 機器の利用が児童生徒の学習への興味関心を高め、教え合い学び合う協働学習にも有効と考えられることから、段階的にインフラ、ICT 機器の整備を行い、併せて学校業務支援システムの導入と活用により、教育の情報化の推進を図ります。

主な取組

① ICT 機器整備事業

教育用パソコン等の機器の更新、タブレット端末等の整備及び無線 LAN 機器の増強等を進めます。

基本施策 1 - 5 通学路の安全確保

児童生徒が安全に安心して通学するため、米子市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して危険箇所の安全対策を推進し、通学路の安全確保を図ります。

主な取組

① 危険箇所における安全対策と効果把握による対策の改善・充実

各学校で通学路の安全点検を行い、連絡協議会で協議するとともに、教育委員会、警察、道路管理者及び学校等の関係機関が危険箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を実施します。

基本施策 1 - 6 学校図書館の充実

心豊かな感性を育み、自ら学ぶ力を育む学校図書館は、子どもたちの健全育成と学習支援を行う重要な拠点であり、蔵書数の充実に加えて、本の読み聞かせや朝読書など、児童生徒に読書に興味を持たせ、親しめる図書館づくりに努めます。

主な取組

① 学校図書館運営事業

学校司書と司書教諭とが連携し、朝読書や読み聞かせ、調べ学習など、子どもたちを本や読書に親しませる活動を推進することにより、児童生徒一人当たりの貸出冊数の増加に努めます。

2 学ぶ楽しさのあるまち

基本施策2-1 確かな学力を身につけた子どもの育成

情報化やグローバル化、絶え間ない技術革新などを背景とした、予測困難で、個人では解決できない課題に直面するこれからの社会をたくましく生きていくためには、知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性の醸成が必要です。こうした力を育成するためには、教師の確かな授業力、一人一人が持っている力を最大限伸ばすための個に応じたきめ細かな支援、ICTを活用しながらの効果的な指導などが必要です。

主な取組

①学力の向上を図る学びの充実

学力や学習習慣の状況を的確に把握し、指導と評価の一体化、個に応じた支援、家庭と連携した学習習慣の定着等を行うことで、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。

また、ICTを効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を行うことで、思考力・判断力・表現力その他の能力の育成に努めます。

②特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

ユニバーサルデザインの授業を行うとともに、個に応じたきめ細かな支援を可能とするための校内体制を整備します。

また、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性に応じた多様な学びの場を保障し、特別支援教育を推進するとともに、共生社会に向けたインクルーシブ教育の充実に努めます。

③切れ目ない支援体制の推進

就学前段階から義務教育段階、進学・就労段階に至る過程で、円滑な支援の引き継ぎが行えるよう、支援体制を整備します。

また、教育と福祉・医療・労働分野等の関係機関との連携体制を整備し、児童生徒の教育や支援の充実に努めます。

④外国語・英語教育の充実

外国語指導助手（ALT）や地域人材の活用、教科担任制の実施、小中連携を行いながら、外国語・英語教育の充実に努めます。

また、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、諸外国の多様な生活や異文化を理解・尊重する態度を育成します。

⑤情報教育とICT活用による授業の充実

必要な情報を主体的に収集、処理、発信する能力を育成するとともに、発達段階に応じて、情報モラルに関する意識を高め、高度情報化社会に対応できる態度や能力の育成を図ります。

また、タブレット端末などの I C T 機器、ソフトウェア及び情報通信ネットワークを活用した授業実践に努めます。

基本施策 2 - 2 子ども地域活動の支援

今後、各学校へのコミュニティ・スクール導入が進んでいく中で、地域の受け皿となることが期待される事業ですが、参加者が限定的な傾向が課題となっています。小学生は一定数の参加がありますが、中高生の参加が少ないことや人口減少・高齢化の進行に伴い事業の担い手となる地域のボランティア等の確保が困難になりつつあります。

主な取組

① 子ども地域活動の支援

子どもの健やかな成長にとって地域社会が果たす役割は重要であるため、地域における社会教育やコミュニティ活動の拠点である公民館を子どもたちの活動拠点として、地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業を実施します。

基本施策 2 - 3 子ども読書活動の推進

子ども読書活動推進にあたっては、児童図書の充実や子どもたちが本に親しむ機会の提供が重要です。引き続き、魅力ある本の収集やその情報を発信することにより、子どもたちの読書意欲を向上させるとともに、新規利用者（特に中高生）を取り込むための工夫が必要となります。

子どものころから読書に親しむことは、子どもの成長や発達にとっても重要です。図書館は、子どもの読書活動を支える拠点として、児童図書の実質や子どもの発達段階に応じた読書活動の支援に取り組みます。

主な取組

① 乳幼児期から本に親しむ機会の創出

乳児向けには、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館においては絵本コーナーの充実を努めます。

また、ボランティアの協力も得ながら、定例の「おはなし会」を実施します。

② 子ども読書活動推進事業の実施

創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。

ヤングアダルトコーナーの充実を図るとともに、推薦図書の紹介などにより中高生の利用促進に努めます。

基本施策 2 - 4 公民館運営の充実

社会教育推進の取組として公民館運営事業を実施していますが、参加者の固定化が目立つため、新たな参加者を呼び込む工夫が必要です。人口減少時代に入り、社会教育を基盤とした地域づくりが期待されており、更なる取組の強化が必要となります。

主な取組

- ① 広報活動
- ② 社会教育講座
- ③ 体育・文化事業
- ④ ひとづくり・まちづくり推進事業

公民館運営事業として、館報やホームページ等による広報、公民館大学や学習講座の開催、体育・文化行事、ひとづくり・まちづくり事業等の各種事業を実施します。

基本施策 2 - 5 公民館の整備

公民館施設については、計画に基づき改修工事を実施するとともに、緊急度の高いものから順次修繕を実施し、維持管理に努めています。明道公民館の整備については、明道小学校グラウンドへの新築移転計画を策定しましたが、地元関係団体から、別の候補地への移転要望があり、現計画の実施を凍結しています。

主な取組

- ① 公民館施設等整備事業
- ② 明道公民館整備事業

公民館施設について、利用者の安全・安心を確保するため維持管理に努めるとともに、老朽化が進む明道公民館の整備を行います。

基本施策 2 - 6 生活に役立つ図書の充実

蔵書数や貸出冊数は年々増加しており、利用者の満足度は向上してきていますが、今後は市民のニーズを的確に把握し、生活に役立つ実用書などの収集や更なる職員の選書能力やレファレンス力の向上を図る必要があります。地域の「知の拠点」として、また「情報センター」として、快適で利用しやすく開かれた図書館を目指し、市民の生活に役に立つ資料の充実を図ります。

主な取組

- ① 生活充実図書整備事業

健康、医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活に必要な情報を市民が利用しやすいよう、

コーナーや資料の充実を図ります。

また、関係機関との連携により、各種相談会や関連講座を開催するなど、新規の利用者の掘り起こしに努めます。

3 郷土で育む学びのあるまち

基本施策3-1 学校給食における地産地消の推進

学校給食用食材の県産品利用率は高くなってきましたが、児童生徒の地元の食べ物に対する認識はまだ低く、ふるさとに愛着をもつまでに至っていません。

食に関する指導を充実させるとともに、県産品利用の更なる推進、地場産物を活用した取組を引き続き充実させることにより、児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちをより一層育む必要があります。

主な取組

①学校給食用食材の県産品利用の推進と充実

地場産物の使用割合を高めるため、地元 J A など関係団体との連携と情報共有を図ります。

②生産者と児童生徒の交流の実施

生産者の思いを伝え、感謝の気持ちを育むため、生産者との交流事業を実施します。

③児童生徒から募集した地元食材を使用した献立の実施

児童生徒から地元食材を取り入れた献立の募集を行い、全国学校給食週間等に提供します。

④郷土料理等の積極的な導入と継承

ふるさとへの愛着や、地域の自然、文化、産業などに関する理解を深めるため、地域の食材を使用した献立や郷土料理等を積極的に導入し、ふるさと米子の食や魅力を伝えます。

基本施策3-2 生涯学習活動の推進

米子人生大学では、受講者アンケートを参考に、満足度の高い学習講座を開催していますが、参加者の固定化や高齢化が進み、登録者の減少が進んでいます。よなごアカデミーでは、時機に合ったテーマを取り上げることで、幅広い年齢層の参加者を得ていますが、参加者を増やす工夫が必要です。

成人式は、新成人で組織する実行委員会が中心となって式典を運営しており、その姿を目にした会場内の新成人たちに社会人としての責任や義務の自覚を促しています。今後更に、郷土への誇りと愛着を醸成することができるような工夫が必要です。

主な取組

①米子人生大学の開催

②よなごアカデミーの開催

③二十歳を祝う会の開催

市民の生涯学習意欲に応えるため、関心の高い内容を中心に学習講座を提供する。

また、本市で生まれ育った子どもたちの20歳の門出を祝うとともに、社会人としての責任の自覚や郷土への誇りと愛着を醸成するため、式典を開催します。

基本施策3-3 歴史的文化遺産の保存と活用

過疎化・少子高齢化などによる今日の社会変化により、これまでの仕組みでは、貴重な文化財が失われていく恐れが出てきており、地域社会総がかりで、その継承に取り組むことが喫緊の課題となっています。

そのためには、文化財保護の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に具体的に取組むアクションプランの両者の役割を担う「文化財保存活用地域計画」の策定が必要です。

文化財の指定にとどまり、整備が不十分なケースや過去に実施した整備箇所の劣化が進んでいるケースが生じています。

これまで文化財の保存や活用を支えてきた個人や団体が少子高年齢化や人材難によりその力を発揮できなくなってきたため、興味を持たれている一般の方々を取り込み、人材育成を図っていく取組が求められています。

興味関心の偏り（特定の文化財や年齢層）が解消できておらず、また、ソフト事業で提供するメニューのマンネリ化が見られ、様々な年齢層に文化財の魅力、価値、重要性を認識してもらうことができていません。

主な取組

①文化財保存活用地域計画の策定

文化財の「保存」と「活用」は、車の両輪であり、基本施策として、別々に位置づけるのではなく、一体のものとして考えていくものです。その、基本の原理原則として「文化財保存活用地域計画」が位置付けられています。

今後の文化財の保存と活用に取り組む上で必要である「文化財保存活用地域計画」を策定し、歴史的文化遺産の保存と活用を図っていきます。

②文化財の保存整備の推進

米子城跡や尾高城跡など指定文化財の整備に取り組むとともに、これまでの指定文化財を中心とした取組から一步踏み込んで地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に取り組めます。

③文化財の活用の展開

学校教育や生涯学習からのニーズの把握と新たな切り口による文化財に触れる機会の創出や新たなメニューを提供し、活用の事業展開に活かします。

また、歴史関係以外の様々な団体、施設とも連携協力を図り、地域に根差したテーマの企画展、講演会、講座、時宜を得た資料展示などを実施します。

基本施策 3 - 4 学びあう地域づくりの支援

子どもたちを取り巻く環境の著しい変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校の努力だけで解決するには限界があります。そこで、米子市版コミュニティ・スクールの導入を進めるとともに、学校の目指す子ども像の実現に向けて地域の様々な団体や住民がゆるやかにつながり、地域学校協働活動に取り組みます。

主な取組

①地域とともにある学校づくり

地域住民等が学校運営に参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える米子市版コミュニティ・スクールの導入を推進します。

②地域学校協働活動の推進

学校支援ボランティアなど既存の活動を継承しながら地域学校協働活動を推進し、豊かな人間性と創造力を持ち、地域に愛着や誇りを持つ児童・生徒の育成を図ります。

③地域学校協働活動推進員の配置

地域と学校をつなぎ地域学校協働活動をコーディネートするため、コミュニティ・スクールを導入した学校に地域学校協働活動推進員を配置します。

4 健康で安心して学べるまち

基本施策4-1 健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成

子どもを取り巻く生活環境の急激な変化などの要因により、体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害など、体力向上や健康の保持増進に関する課題が顕著になってきています。また、気象条件や社会的条件の変化により、子どもの命や安全を脅かす事態が身近に迫ってきています。一方、子どもたち自身の、命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。

こうした課題の解決に向けて、体力・運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切にする態度や実践力の育成が必要です。

主な取組

①体力・運動能力の向上を図る取組の充実

発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。

また、運動の楽しさや喜びを実感させることにより、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向けた意欲と実践力の育成に努めます。

②健康教育の充実

児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断や健康に関する保健指導を実施し、疾病の防止や早期発見に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着に努めます。

また、食に関する知識を習得させるとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念を持てるように指導し、望ましい食習慣の形成に努めます。

③いのちの教育の充実

心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となる喫煙、飲酒、薬物乱用やメディア依存等に関する理解を深めるとともに、健康を害する状況に陥らないようにするための思考力・判断力の育成に努めます。

また、人間の誕生の喜びや生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。

④防災・安全教育の充実

多様化・深刻化する自然災害・人的災害などへの備えを行うとともに、災害発生時及び発生後に、周囲の状況に応じて臨機応変に行動することなど、災害から身を守るための知識や態度、実践力の育成に努めます。

また、身の回りの生活における様々な危険から身を守るために、それぞれの要因の理解や予測する力、状況に応じて適切に対応する力の育成に努めます。

基本施策 4 - 2 学校における食育の推進

食の自己管理能力の育成と正しい基礎知識の定着を図り、生涯を通じて健全な食生活を実践できる子どもの育成に努めます。

栄養教諭、学校栄養職員が給食時間や授業などで食に関する指導を実施しており、給食の残量は減ってきてはいるものの、児童生徒の食生活の変容に十分には至っていません。

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭、学校栄養職員が学級担任等と連携して、各教科や給食時間において学校給食を「生きた教材」として有効活用した実践的な指導を行うなど、継続的に食育を推進するとともに、I C T等を活用したより効果的な指導方法についても今後研究していく必要があります。

さらに栄養教諭、学校栄養職員を中核として、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る必要があります。

主な取組

①各教科等における食に関する指導の実施

各教科等を通じて学級担任等と連携した食に関する指導を実施します。

②給食の時間における食に関する指導の実施

給食時間に「生きた教材」である学校給食を有効に活用した実践的な指導を実施します。

③食育に関する保護者への啓発と広報

給食だよりなどの家庭配布や給食試食会などにおける講演により、児童生徒の食生活の状況、望ましい食生活のあり方などについて、保護者への啓発を行います。

また、学校給食献立レシピの市報、ホームページへの掲載や学校給食を活用した取組をマスメディアなどで効果的に情報発信を行います。

[米子市教育振興基本計画に関するお問い合わせ先]

米子市教育委員会事務局子ども政策課学校政策担当

〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目 139-3

電 話 : 0859-23-5421

F A X : 0859-23-5137

電子メール : kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp